

事業群評価調書(平成29年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	警察本部交通企画課
施策名	(2) 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	課(室)長名	佐々 靖弘
事業群名	② 交通安全対策の推進	事業群関係課(室)	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備等の総合的な交通安全対策を推進します。					(取組項目) i)交通安全運動、交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚 ii)関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進 iii)交通環境の整備 iv)交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持	
	指 標	最終目標 (毎年)	目標 (H28)	実績 (H28)	達成率	(進捗状況の分析)
事業群	交通安全教育の受講者数	40万人	40万人	475,968人	118%	交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、幼児から高齢者まで、各年齢層に応じた交通安全教育を実施した結果、平成28年は、目標値の受講者数を上回った。
その他						

2. 28年度取組実績(H29新規・補正は参考記載)

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					28年度事業の成果等	中核事業			
			H28実績	一般財源	人件費(参考)		事業対象	28年度事業の実施状況 (29年度新規・補正は事業内容)	指標	主な目標	H28目標			H28実績	達成率	
取組項目 i	交通安全教育推進事業 交通企画課	—	43,172	36,821	197,833	歩行者・運転者	幼児から高齢者までの各世代に応じた歩行者に対する交通安全教育及び職場・高齢者・若年者・女性・二輪車等の区分に応じた参加・体験・実践型講習を主体とした運転者に対する交通安全教育を実施した。	活動指標	交通安全教育実施回数(回)	7,000	7,661	109%	平成28年中は、幼児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育を実施した結果、交通安全教育の実施回数及び受講者数共に目標を達成した。	○		
			H29計画	40,198	34,588			197,813	成果指標	交通安全教育の受講者数(人)	400,000	475,968			118%	
	「なくそう!高齢者の交通事故」総合対策事業 交通・地域安全課	H28-30	3,788	3,788	3,219	県民全体・高齢者	高齢運転者を対象とした参加体験型講習会を県内4か所で開催するとともに、医療機関等と連携した広報啓発活動に取り組んだ。そのほか、高齢者交通安全意識の高揚を図るため、県民から募集した高齢者交通事故防止川柳・標語によるラジオ等での県民参加型の広報啓発を実施した。	活動指標	参加体験型講習会開催数(回)	4	4	100%			平成28年の高齢者の交通事故死者数は30人であり、前年より1人減少し、高齢者の交通事故発生件数及び負傷者数のいずれも前年より減少した。	○
			4,622	4,622	3,229			成果指標	高齢者の交通事故死者数(人)	31以下	30	103%				
									30以下	—	—					

取組項目 i	交通安全対策推進事業	S46-	7,840	7,840	5,629	県民全体・関係機関・関係団体	交通安全対策会議を開催し、第10次長崎県交通安全計画(平成28年度～32年度)及び「平成28年度長崎県交通安全実施計画」を策定し、総合的な交通安全対策を推進した。また、県内の小・中・高等学校等の児童・生徒から交通安全図画・作文を募集し、交通安全意識の高揚を図った。	活動指標	交通安全対策会議開催回数(回)	1	2	200%	・平成28年の交通事故死者数は現行警察制度が発足した昭和29年以降では3番目に少ない41人であったが、目標値である39人以下は達成できなかった。交通事故発生件数、負傷者数及び死者数のいずれも前年より減少し、特に発生件数については、平成3年以来25年ぶりの5千件台となった。 ・交通安全意識の啓発を図るため募集した図画・作文は、県内の小・中・高等学校から図画873点・作文286点と前年を上回る応募があり、優秀作品については、平成29年2月10日に開催した長崎県交通安全推進県民協議会総会において表彰し、交通安全運動のポスター等に活用する等、交通安全意識の普及啓発活動の推進に寄与した。			
	交通・地域安全課		7,325	7,325	5,652			成果指標	年間の交通事故死者数(人)	39以下	41	95%				
	交通安全運動推進費	S51-	1,457	1,457	5,227			活動指標	交通安全運動ポスター配布数(枚)	26,000	27,360	105%				
	交通・地域安全課		1,677	1,677	5,248			成果指標	年間の交通事故死者数(人)	39以下	41	95%				
	交通安全指導員等育成費	S48-	45,243	45,243	4,020			①交通安全推進関係団体 ②市町交通指導員	①交通安全に関する街頭指導、安全教育、広報活動等に従事する交通安全指導員を設置している(一財)長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員の指導力の向上を図るとともに、その活動を通じ、各地域における交通事故の防止を図った。 ②市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を県内ブロック別を実施し、交通安全思想の普及を図った。	活動指標	交通安全指導員研修会開催回数(回)	4		4	100%	平成28年の交通事故死者数は現行警察制度が発足した昭和29年以降では3番目に少ない41人であったが、目標値である39人以下は達成できなかった。交通事故発生件数、負傷者数及び死者数のいずれも前年より減少し、特に発生件数については、平成3年以来25年ぶりの5千件台となった。 また、平成28年度の警報の発令はなかったが、ラジオ等による広報を実施し、交通事故の抑止を図った。
	交通・地域安全課		45,495	45,495	4,037					成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下		0	100%	
交通安全母の会育成費	S53-	747	747	1,608	交通安全推進関係団体	「交通安全は家庭から」をスローガンとして、交通安全活動を実践する母の会の活動がより効果的に推進されるよう、長崎県交通安全母の会連合会へ補助金を交付するとともに、活動の活性化を図った。	活動指標	交通安全推進イベント開催回数(回)	1	1	100%					
交通・地域安全課		747	747	1,615			成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	0	100%					
交通安全確保業務	H15-	5,170	0	0	交通安全確保業務委託職員	交通安全対策及び不法占用防止等のパトロール並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った。	活動指標	特殊車両通行審査を行うことで、道路交通の安全確保を行う。	数値目標なし	安全確保	—	嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を行うことで、道路交通の安全確保に寄与した。				
道路維持課		5,125	0	0			成果指標	パトロール等による適正な道路管理	数値目標なし	適正管理	—					

○

取組項目 iii	交通安全施設整備事業	—	1,406,809	632,385	177,728	道路利用者	交通管制センターで制御する信号機のエリア拡大及び更新、視認性に優れた環境に優しいLED信号機の整備、バリアフリー対応の信号機・標示等の改良、交通信号機や横断歩道の新設等交通安全施設の整備を推進し、交通事故の抑止を図った。	活動指標	交通信号機の新設(基)	9	9	100%	交通の安全と円滑のバランスに配慮した交通環境を構築するため、必要となる信号機等を整備しており、平成28年度には新たに9基の信号機を整備したことなどにより、交通事故の抑止を図った。	○
	交通規制課		1,492,956	648,461	178,435			成果指標	交通事故(人身)発生件数(信号機新設箇所前後半年間の比較)(件)	2以下	1	—		
	運転免許行政の推進事業	—	701,484	701,484	446,331	運転免許保有者・新規取得者	運転適性相談に当たっては、運転免許試験場に看護師資格を有する運転適性相談員2名を配置し、専門的な知識を活かして相談に対応するなど適正に実施した。	活動指標	運転適性相談による聞き取り件数(件)	数値目標なし	991	—		
運転免許管理課	597,433		597,433	464,255	成果指標			診断書受領件数(件)	数値目標なし	800	—			
取組項目 iv	交通秩序の維持事業	—	249,857	215,510	2,216,375	運転者	交通事故発生状況を分析し、交通事故に直結しやすい飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、無謀な追越し違反などの交通指導取締りを重点的に実施して、交通秩序の維持を図った。	活動指標	悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数(件)	数値目標なし	32,991	—	交通指導取締り等を通じて交通秩序の維持を図ることで交通事故発生件数の減少につながった。	○
	交通指導課		249,133	212,243	2,190,476			成果指標	交通事故発生件数(過去3年間の平均件数以下)(件)	6,584以下	5,652	116%		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i)交通安全運動、交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故分析結果や法改正の内容等を踏まえて年4回の交通安全運動や幼児から高齢者までの各世代の特性に応じた交通安全教育等を実施したことにより県民の交通安全意識の高揚が図られたが、交通安全教育等は反復継続して実施しなければその効果を維持できないことから、今後も反復継続して実施していく必要がある。 平成28年の交通事故死者数は現行警察制度が発足した昭和29年以降では3番目に少ない41人であったが、目標値である39人以下は達成できなかった。しかしながら、交通事故発生件数、負傷者数及び死者数はいずれも前年より減少し、特に発生件数については、平成3年以來25年ぶりの5千件台となった。 平成28年の高齢者の交通事故死者数は30人であり、前年より1人減少し、高齢者の交通事故発生件数及び負傷者数はいずれも前年より減少した。 平成28年の交通事故死者数のうち高齢者は30人で、全体の約7割を占めており、交通事故死者数で大きなウエイトを占めている高齢者を交通事故から守ることにより、全体としての交通事故の抑止を図り、交通事故のない安全で安心な地域社会づくりを推進する必要がある。
ii)関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進については、地域の交通安全活動の中核を担う交通指導員、交通安全指導員及び交通安全母の会に対する活動支援、各種研修会等の実施を通じて、幼児・児童、高齢者を始めとする歩行者の安全の確保及び県民の交通安全意識の高揚が図られた。 囑託職員による交通安全対策及び不法占有防止等に対するパトロールの実施には啓蒙効果があり、道路交通の安全確保に一定の成果を上げている。
iii)交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の整備に関しては、限られた予算の中、危険度に応じた各種安全対策として、 <ul style="list-style-type: none"> ○事故の発生状況、県民からの要望等により把握した道路交通の実情にマッチした交通規制の新設及び見直し並びに信号機の設置 ○生活道路における歩行者等の安全な通行の確保のための「ゾーン30」の整備及び各種通学路の安全対策の推進 ○先行的な交通事故防止対策としての二次点検プロセスの推進 (二次点検プロセス:交通死亡事故等の重大事故が発生した場合においては、道路管理者等の関係者とともに現場診断(一次点検)を実施し、再発防止のための道路交通環境の改善を図っているが、これらの対策は、同様の道路交通環境にある他の道路においても効果的であることから、効果の高い再発防止対策をモデル化し、効果の期待できる道路において道路管理者とともに現場点検(二次点検)を行い、道路交通環境の改善を図っている。) ○円滑で事故のない交通流確保のための光ビーコンの整備等高度道路交通システム(ITS)の推進等の対策を推進することにより、交通事故の抑止効果が図られているところである。 今後、自動車専用道路等の新設、住宅・工業団地・商業施設等の大規模開発等に伴い、交通環境が目まぐるしく変化することが見込まれ、また、交通安全施設の維持管理は交通の安全と円滑に大きな影響を及ぼすことから、道路管理者との連携を深化させ、常に変化する交通情勢を的確に分析し、交通の安全と円滑のバランスに配慮しつつ、重点的、効果的かつ能率的にこれらの対策を推進していく必要がある。 運転免許行政の推進に関しては、運転適性相談員を配置した平成28年4月1日から1年間で、試験場において運転適性相談員は271件の聞き取りを実施し、このうち183名に対して診断書の提出を求めた。また運転適性相談員は、各警察署から260件の質疑を受け、専門的知識を用いて助言しており、うち148件について診断書の提出を指示している。運転適性相談員を配置したことで相談しやすい環境を構築できたが、運転適性相談員の存在が広く県民に認知できていないため、引き続き広報を行っていく必要がある。
iv)交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持	<ul style="list-style-type: none"> 交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持に関しては、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、無謀な追越しなど交通事故につながる違反を重点的に取り締まった結果、成果指標である交通事故発生件数の減少につながっている。

4. 29年度見直し内容及び30年度実施に向けた方向性

取組項目	事務事業名	29年度事業の実施にあたり見直した内容 (H29の新たな取組は「H29新規」等と記載、見直しが無い場合は「－」と記載)	30年度事業の実施に向けた方向性		
			事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	交通安全教育推進事業	高齢化の進展に伴い、交通事故を減少させるためには、高齢者の交通事故を抑止する必要があることから、平成29年度においては、参加・体験・実践型教育資機材を導入し、高齢運転者及び高齢歩行者に対し参加・体験・実践型の講習を実施する。	—	平成30年度においても、交通事故のない安全で住みやすい社会の実現のためには、引き続き市町をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、幼児から高齢者まで、各年齢層に応じた交通安全教育に取り組む必要がある。当事業は、反復継続して実施しなければその効果が得られないことから、生涯教育として体系的・段階的に継続して実施していく。	現状維持
	「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業	交通安全教育において、実例等を示した映像による教育は非常に効果が高いことから、平成29年度は、高齢者を交通事故の被害者・加害者とならないための総合的な高齢者交通事故防止対策に加え、汎用性の高い高齢運転者・歩行者用交通安全教育用DVDを作成・活用することにより、県内全域における効果的・効率的な交通安全教育を実施する。	②	高齢運転者・歩行者を対象とした参加体験型講習会を県内4か所で開催するなど交通安全教育を幅広く実施するとともに、県内各地域の高齢者交通安全教育指導者のスキルアップを図るための研修会の開催や高齢者の交通事故防止対策に有効な安全運転サポート車の普及啓発に取り組むなど、総合的な高齢者の交通事故防止対策を実施する。全交通事故死者数に占める高齢者の割合については、平成16年以降13年連続して5割を超えるという状況が続いていることから、引き続き全体の交通事故死者数の減少につながる高齢者関連の交通死亡事故防止に総合的に取り組んでいく。	拡充
	交通安全対策推進事業	—	—	平成28年度から平成32年度までの交通安全に関する総合的な指針となる「第10次長崎県交通安全計画」に基づき、平成30年度の長崎県交通安全実施計画を策定し、市町、警察、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策を推進する。また、県内の小・中・高等学校等の児童・生徒から交通安全図画・作文を募集して、交通安全意識の啓発を図る。交通安全対策基本法で、交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推し進めていく必要があるため、本事業を継続していく。	現状維持
	交通安全運動推進費	—	—	春と秋の全国交通安全運動、夏と年末の交通安全県民運動等を推進し、県民全体の交通安全への認識を深め、交通事故の防止を図る。県民一人一人が交通安全に関する正しい知識と交通道徳を身につけることが重要である。このため、各季の交通安全運動を始め、年間を通じての県民運動を推進して交通安全意識の高揚を図っていく必要があり、本事業を継続していく。また、交通死亡事故が多発した場合、県内全域又は特定地域に警報を発令し、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を講じて、速やかに交通死亡事故の鎮静化を図る。交通死亡事故が多発し、交通の安全確保に著しい不安が生じるおそれがある場合、可能な限り交通死亡事故を減少させるとともに、多発した場合には緊急に対策を講じ、交通死亡事故の抑止を図っていく必要があり、本事業を継続していく。	現状維持
取組項目 ii	交通安全指導員等育成費	地域の交通情勢等を鑑み、交通安全指導員の配置について見直しを実施した。	②	交通安全指導員は児童等の交通安全教育、広報活動、街頭指導などの地域社会における歩行者の安全確保・交通安全指導の中核を担っており、交通安全指導員配置後、本県における子供の交通事故は毎年確実に減少しており、この減少傾向を維持していくためには、交通安全指導員による継続的な指導教育・街頭での交通安全確保が不可欠であり、本事業を継続していく。さらに、交通事故死者数で大きなウエイトを占めている高齢者を交通事故から守るため、高齢者への交通安全教育・指導を充実させる。また、市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を県内ブロック別を実施する。市町が委嘱している交通指導員に対して指導教育を実施することは、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に定められた県の責務であり、また、交通法規など統一的な指導育成を行うことは、交通指導員の資質の向上及び道路歩行者等の交通事故の抑止のため重要であり、本事業を継続していく。	改善
	交通安全母の会育成費	—	—	地域に根ざした交通安全教育と積極的な交通安全活動を実践している交通安全母の会の育成指導を行う。交通事故から長崎県民の生命・身体・財産を守るため、無償で献身的なボランティア活動を行っている「交通安全母の会」を育成するとともに、県内組織の活性化に取り組んでいる長崎県交通安全母の会連合会の役割は重要であり、本事業を継続していく。	現状維持

取組項目 ii	交通安全確保業務	—	—	平成29年度は、嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。 平成30年度以降も、道路交通の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、今後も本事業を継続していく。	現状維持
取組項目 iii	交通安全施設整備事業	—	—	平成30年度においても、道路の新設改良、県民からの要望等による信号機の新設、交通管制システムの高度化更新、道路利用者に分かりやすい標識・標示の設置及び維持管理等を推進していく。 信号機、道路標識等の設置・管理による交通規制については、道路交通法第4条において、都道府県公安委員会の権限とされており、道路の新設・改良、地域開発、道路利用者の変化等に伴い、交通環境は毎年変化することから、交通の安全と円滑のバランスに配慮しつつ本事業を継続していく。	現状維持
	運転免許行政の推進事業	平成29年3月12日の改正道路交通法の施行に伴う高齢運転者対策として、運転免許管理課員の増員等を行い、急増が予想される認知症についての相談等に対応できる環境や臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の実施体制を整備したほか、県医師会と連携して認知症診断のための協力医を多数確保した。	—	一定の病気を有する者の運転免許の可否判断は交通安全上必要であるため、今後は運転適性相談員に関する広報を更に推進し、相談しやすい環境の整備に努めるとともに、臨時認知機能検査等の高齢運転者対策を推進していく。	現状維持
取組項目 iv	交通秩序の維持事業	—	—	飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、無謀な追越しなど交通事故につながる違反に対する重点的な交通指導取締りを推進することで交通事故発生件数も減少しており、今後も事故実態に応じた交通指導取締りを推進し、交通事故抑止を図っていく。	現状維持